

香 情 審 第 3 号
令和7年 4月28日

香芝市長 三橋 和史 様

香芝市情報公開・個人情報保護審査会
会長 金谷重樹

答申書

令和7年2月12日付け「香文第〇〇号」で諮問のありました事案について、下記のとおり答申します。

記

審査会の結論

- 1 香芝市長が審査請求人に対し令和7年1月8日付け「香文第〇号」でした不開示決定処分のうち、〇〇 市長から〇〇裁判に関する求償権のアンケートの質問・回答用紙に記載されている日付、宛先、標題、依頼文、提出期限と提出先及び各質問項目並びにワープロ書きによる回答書の1行目から4行目までを不開示とした部分を取り消すべきである。
- 2 審査請求人が開示を求めた「集計表」について香芝市情報公開条例（平成12年条例第28号）第11条に基づく決定をすべきである。

理 由

第1 審査請求の趣旨

香芝市長が審査請求人に対し令和7年1月8日付け「香文第〇号」でした不開示決定処分を取り消し、開示する。

第2 事案の概要

1 経緯

本件は、審査請求人が、香芝市情報公開条例（平成12年条例第28号。以下「条例」という。）に基づいて、「〇〇 市長から〇〇裁判に関する求償権のアンケート内容と集計表」（以下「本件行政文書」という。）の開示を請求したところ、香芝市長（以下「市長」という。）が本件行政文書の全部を不開示とする決定（以下「本件処分」という。）をしたので、審査請求人が、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、本件処分の取消しと本件行政文書の開示を求めるものである。

2 前提事実等

(1) 条例

条例第7条柱書は「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。」と定め、第4号は「実施機関又は国等が行う監査、検査、取締り、試験、契約、交渉、争訟、調査、研究、人事その他の事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業（将来の同種の事務又は事業を含む。）の目的が損なわれるおそれ又は公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を規定している。

(2) 本件行政文書

本件行政文書は、香芝市議会による同議会〇〇議員に対する出席停止処分が違法であるとして、香芝市に同〇〇議員への損害賠償金の支払いを命じた令和6年8月28日の大阪高等裁判所判決を受けて同市が支払った損害賠償金につき、同市が同出席停止処分に関わった議員等への求償権を行使するため、市長が同議会議員全員に行ったアンケート（以下「本件アンケート」という。）の質問・回答用紙と集計表である。

(3) 市長が不開示とした理由

実施機関が行う調査に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあるため条例第7条第4号に定める不開示情報に当たる。

第3 争点及びこれに対する当事者の主張の要旨

1 争点

本件行政文書に記録されている情報は条例第7条第4号に定める不開示情報に該当するかどうか。

2 争点に対する当事者の主張の要旨

(1) 審査請求人

ア 公表すれば、透明性が保たれ、参加者は自分の意見がどのように扱われたかを知ることができる。また、参加者は調査の信頼性を感じやすくなり、今後の調査にも積極的に参加しやすくなる。

イ 今後の市民アンケートなどにも影響がでるおそれがあるから公開すべきである。

ウ 自筆で記入されたものがあるため、筆跡により個人を特定することができるのであれば、直筆回答部分だけを不開示にすればよい。

エ 回答内容が不開示であっても、何人から回答があったのか、どのようなアンケートの質問であったのかは、求償権による請求をされている審査請求人にはその過程として知る権利がある。

オ 市長と議員が公開の場で話し合わないのは市民が政策決定や議論の内容を知る機会がなくなり、香芝市への信頼が低下する。公開の場での議論がないと、誰がどのような決定を行ったのかが不明確になり、責任を追及しにくくなる。

カ アンケートを行った日付すら不開示にした理由が全く分からない。日付は、審査請求人からすると、いつアンケートが行われ、回答期限がいつかなどは重要な情報である。香芝市にとって、もし日付が有意な情報でないなら今後の香芝市の開示請求でできる書類はすべて統一して日付が不開示となるのが残念である。

キ そもそもこのアンケートは執行機関から議会へどのような権限で行われているのかさえよくわからない。

(2) 市長

ア 本アンケートは国家賠償法に基づく求償権の行使に当たって、求償すべき者の特定などを調査するひとつの手段として実施したものであり、その内容が開示されることとなれば、求償権行使のための判断結果の全てとして捉えられてしまい、かえって市民の混乱を招いてしまうことになるおそれがあるため、条例第7条第4号の実施機関が行う調査に関する情報であって、当該事務の公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあるとして不開示とした。

イ 本アンケートは、本市議会議員宛て等を実施したものであり、市民に対するアンケートではないため、趣旨が異なるものであって、アンケート結果を公表すべきかどうかの判断は、条例に基づき個別に判断しなければならない。

ウ 本アンケートは自筆で記入されているものがあり、アンケートの回答者が限定されていることから筆跡により個人を特定することができるため、開示されることとなると今後のアンケート調査に対して協力を得られなくなるおそれがあり、条例第7条第3号の実施機関の内部における検討情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるとして不開示とした。

エ 議会の議事は、地方自治法に基づいて公開されており、求償権の行使に係る議員からの質問及びそれに対する市長の答弁はインターネット上でもありのまま放映され、また会議録においても公開されている。さらに求償権の行使の権限は、地方自治法第148条の規定により市長であることが明確である。

オ アンケートを行った日付を不開示としたのは、その部分のみを開示したとしても、審査請求人にとって有意の情報が含まれていないため、条例第8条の規定により開示しなかった。

カ 本アンケートは求償権の行使に当たって任意に行ったものであるから、回答についても対象者である本市議会議員に義務を課したのではなく、自由に行えると解する。

第4 当審査会の判断

1 市長は、本件アンケートの内容が条例第7条第4号に定める不開示情報に当たると主張するので、以下、検討する。

(1) 市長は、本件アンケートが実施されたこと自体を条例が定める不開示情報であると主張していないこと、また令和6年12月に開催された香芝市議会において本件アンケートを実施した旨を市長が発言していることに照らせば、本件アンケートの質問・回答用紙に記載されているところの本件アンケートが実施された日付は、それが公になることによって将来の同種のアンケートの目的が損なわれ又は公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれがある情報とは考えられない。

また、市長は、日付自体は有意な情報ではないと主張するが、日付は本件アンケートが実施されたことを示す具体的な情報のひとつであるから、有意な情報ではないと解することはできない。

そうすると、市長が本件アンケートの質問・回答用紙に記載されている日付を条例第7条第4号に定める不開示情報に当たるとしたことは違法といわざるを得ない。

(2) 本件アンケートの宛先は香芝市議会議員各位とされているが、本件アンケートが国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第2項に基づく求償権の行使に当たって求償すべき者の特定等を調査するためのものであった（前記第3の2(2)ア）ことに照らせば、本件アンケートが香芝市に損害賠償責任を負わせる原因行為をした議員を含む香芝市議会議員全員に対して実施されたことは自然であり、したがって本件アンケートの質問・回答用紙に記載されている宛先が公になることによって将来の同種のアンケートの目的が損なわれ又は公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれがある情報とは考えられない。

そうすると、市長が本件アンケートの質問・回答用紙に記載されている宛先を条例第7条第4号に定める不開示情報に当たるとしたことは違法といわざるを得ない。

(3) 本件アンケートの質問・回答用紙に記載されている標題及び依頼文は、本件アンケートが、上記(2)で述べたとおり、国家賠償法第1条第2項に基づく求償権の行使に当たって求償すべき者の特定等を調査するためのものであったことに照らせば、当該調査の目的を記したものに他ならず、したがって本件アンケートの質問・回答用紙に記載されている標題及び依頼文が公になることによって将来の同種のアンケートの目的が損なわれ又は公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれがある情報とは考えら

れない。

そうすると、市長が本件アンケートの質問・回答用紙に記載されている標題及び依頼文を条例第7条第4号に定める不開示情報に当たるとしたことは違法といわざるを得ない。

- (4) 本件アンケートの質問・回答用紙に記載されている提出期限と提出先は、一般のアンケート調査においても記載される技術的な事項であり、また提出先も一般的なそれであるから、それらが公になることによって将来の同種のアンケートの目的が損なわれ又は公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれがある情報とは考えられない。

そうすると、市長が本件アンケートの質問・回答用紙に記載されている提出期限と提出先を条例第7条第4号に定める不開示情報に当たるとしたことは違法といわざるを得ない。

- (5) 本件アンケートの質問・回答用紙に記載されている各質問項目は、本件アンケートが、上記(2)で述べたとおり、国家賠償法第1条第2項に基づく求償権の行使に当たって求償すべき者の特定等を調査するためのものであったことに照らせば、当該調査の目的を達成するうえでの一般的な質問項目に他ならず、したがって本件アンケートの質問・回答用紙に記載されている各質問項目が公になることによって将来の同種のアンケートの目的が損なわれ又は公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれがある情報とは考えられない。

そうすると、市長が本件アンケートの質問・回答用紙に記載されている各質問項目を条例第7条第4号に定める不開示情報に当たるとしたことは違法といわざるを得ない。

- (6) 本件アンケートの質問・回答用紙に記載されている各質問に対する回答は、求償されるべき者の氏名とその理由などが記されており、きわめて慎重に取り扱うべき内容である。

また、回答者が同じく香芝市議会議員であり、人数も多くないことから筆跡又はその内容から直接に又は他の情報と照合することによって、回答した者が特定され、又は特定されうることを否定できない。

そこで、これらの回答が開示されることになれば、将来の同種のアンケート調査において、回答者が、自己が如何なる回答をしたかが公になることを危惧して率直な意見の回答を控え、結果としてアンケートによる調査の目的が損なわれるおそれがある。

そうすると、市長が本件アンケートの各質問に対して記載されている回答を条例第7条第4号に定める不開示情報に当たるとしたことは首肯でき、その判断に違法又は不当があるとはできない。

- (7) 本件アンケートの各質問事項に対してワープロ書きで記載され提出された回答書1行目から4行目までは、本件アンケートが、上記(2)で述べ

た国家賠償法第1条第2項に基づく求償権を適切に行使するためのものであることを理解した上で回答する旨を改めて記した部分であり、質問事項に対する回答ではないから、公になることによって将来の同種のアンケートの目的が損なわれ又は公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれがある情報とは考えられない。

そうすると、市長が本件アンケートの各質問事項に対してワープロ書きで記載され提出された回答書1行目から4行目までを条例第7条第4号に定める不開示情報に当たるとしたことは違法といわざるを得ない。

- 2 審査請求人は「〇〇 市長から〇〇裁判に関する求償権のアンケート内容と集計表」の開示を請求しているところ、本件処分は「アンケート内容」についてのみの不開示決定であり、「集計表」については開示するかどうかの判断をしていない。

そうすると、本件処分には「集計表」についての判断が脱漏しているから、その点において条例第11条に違反する違法がある。

以上のとおりであるから当審査会は、審査会の結論のとおり判断する。